

従業員のいる
事業所は必須です

マイナンバー 取扱実務研修会

受講
無料

担当者のための取扱い事務の進め方

いよいよ来年1月より、マイナンバー制度が開始され全ての事業所が制度の対象となります。また、従業員のいる事業所では、社会保険や税務申告等において従来の手続き業務に変更があり、大きな影響が及ぼされます。

更に、個人情報を含む情報の取り扱いについては、今まで以上の安全管理措置の強化が求められており、万全の対策を図る必要性がありますが、大手企業と違って我々小規模事業者が実務的にどの様に対策を行ったら良いのかが不安な方も多いと思います。

今回は、小規模事業者がどのような準備を行うのが得策か？社会保険手続や税務申告等での実際の書類はどの様になるのか？

社会保険労務士と税理士の専門家から最新の情報を伺い、この様な不安を解決してスムーズに制度を導入するための実務セミナーです。この機会にぜひご受講下さい。

10月2日にも
一部改正が
実施されました

日時

平成27年 **11月26日**(木)

13:30~16:00 ※受付13:00~

会場

花咲ふくい農業協同組合 本店 3階ホール

講師

青垣労務管理事務所 社会保険労務士 青垣 智則 氏
税理士法人合同経営会計事務所 税理士 二俣 嘉章 氏

申込
方法

裏面申込書にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。



マイナンバー・・・税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取扱います。

- ①従業員やその扶養家族からマイナンバーの提示を求めます。
- ②各種法定調書や被保険者資格取得届出等にマイナンバーを記載し、行政機関等に提出します。
(源泉徴収票や支払調書、健康保険、厚生年金、雇用保険の被保険者資格取得届の作成)

※法律で定められた事務以外でマイナンバーを利用することは出来ません。